

## 令和4年第6回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和4年6月27日  
開催年月日 令和4年6月27日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時26分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時13分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
3	高橋 満	11	林 春政
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
7	小埜 一博	第2区域	坂上 健司
8	山口 俊司	第3区域	染野 亘志
9	染野 嘉明	第4区域	齊藤喜久夫

### ○欠席委員

2 井上ゆかり

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について
- (3) 議案第3号 非農地判定について
- (4) その他

・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 定刻より少し早いですが皆さんお集まりいただきましたので、ただいまより令和4年第6回農業委員会総会を開会させていただきます。

(午後1時26分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。お暑うございます。

何か先ほどニュースを聞きますと、梅雨が上がったというふうな話がありました。2週間ぐらい早いんですかね。今年はまた温暖化の関係で異常気象かなと。この間ひょうで非常に農業関係は被害があったということで、この向こうの上里、本庄、深谷、本当にモロコシとか、それからネギ、いろいろあったです。たまたま知り合いがいてモロコシを買ってみたんですけれども、まだちょっと早かったようなんですけれども、深谷なんかでは市役所で販売したなんてありましたけれども、本当に農業に関してそういうことがありますと、被害がないように願って暑さに体を十分気をつけてと思います。よろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、またよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は11名です。定員に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の欠席は井上委員よりありましたので、ご報告いたします。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

11番、林春政委員、1番、堀口榮一委員を指名したいと思います。ご異議ございません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人に11番、林春政委員、1番、堀口榮一委員を指名します。
- 

◎諸般の報告

- 議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月9日、長瀬幼稚園のジャガイモ掘りを堀口委員、中井委員に、そのほか事務局の小川さん、野原さんに出席いただいていた行いました。

それから、同日、同じ日ですけれども、鳥獣害の郡市の総会がありまして、課長と一緒に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件について

- 議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請4件についてを議題といたします。

農地法第5条、番号1、———氏所有の農地を———氏が敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案第1号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所、氏名、———、———さん。譲渡人、住所、氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、長瀬町大字野上下郷字———、地目は田、面積は36平方メートルの1筆です。転用の目的は、既存敷地使用のため敷地拡張で追認となります。権利の内容は所有権移転です。

下に案内図、公図がありますので場所の確認をお願いします。場所は——区内、———に隣接している場所です。

次に、申請の事由ですが、土地を譲り受け、自宅の敷地拡張をしたく申出するものということです。

次に、計画の内容ですが、裏面に配置図と現況写真がございます。土地造成36平方メートルです。

次に、資金計画ですが、

\_\_\_\_\_、ご確認をお願いします。

また、本件は追認のため、現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、その他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道野上下郷10号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 今小川さんのほうから説明あったとおりです。

土地を動かすとかそういうことではなくて、ここに書いてあるとおり、土地を譲り受け、自宅の敷地拡張したく申出するというので、何ら問題はないというふうに思います。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

10番、宮澤史明委員の説明をお願いします。

○10番宮澤史明委員 23日木曜日に、染野亘志委員と小川さんと3人で現地調査をいたしました。

場所は\_\_\_\_\_さんの熊谷寄り、17号と鉄道にちょうど挟まれた部分です。裏面の写真が一番分かりやすく、この軽トラが停まっているところなんですよ。何年も前からもう農地利用、農業利用されていないという追認申請ですので、問題ないと思います。よろしくお願いたします。

○議長 宮澤史明委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います

質疑はございますか。

○6番須賀 勤委員 これ前も同じところ付近で申請が出ていると思うんですけども、この

道路はあくまでも私道という考え方でいいですよ。地図上、公図上も道路が入っていますけれども。踏切はないという話は聞いていたんですけども。

○事務局 この踏切をまたぐ道路ということですか。

○6番須賀 勤委員 そうです。奥へ行く、踏切のほうへ行く道路部分がありますよね。公図でも道路と入っていますよね。現状はないんだと思うんです、多分。使ってしまったから。その辺の公道でなければ。

○事務局 現況はそうですね、もう道路として形は残ってはいないです。

○6番須賀 勤委員 公図上で道路と載せて、公道であればそれを塞いでいるということは問題ないんでしょうけれども、農地の転用については問題ないと思うんですけども、公道も私有地化みたいになっているんですけども、その辺どうなんですか。

○事務局 本来ですと、赤道については昔は国が管理していたんですが、今は町に移管されていて、建設課が全て管理しています。

敷地内に入っている赤道に関しては、後から買上げをしていただいているんですが、この道路に関してはちょっと確認がまだ取れていませんので、そのまま赤道のまま残っている可能性が高いんですが、将来的にはこれは自分でお買いになっていただくのが通常でございますので、それはちょっと確認して、もしかしたら買っていただくようには話を進めたいと思います。

○6番須賀 勤委員 じゃ、ここで認定してしまったからというところでちょっと伝えておいていただければ。

○事務局 ただ、赤道に関しては、先ほど言ったように、買わなくてもこのままいってしまう場合が多いんです。ただ、ご本人としては赤道が中に入っていると気持ちが悪いとか、やはり後からそこを返せと言われると困るから買わせてほしいということで、かなりの方が買う手続には移っているんですが、まだ全体を見ますと僅かな部分だけ購入しているような状況です。

○齊藤喜久夫委員 だから、こうやって公図に載っていると、後々なぜという……

○事務局 そうですね。それについては持ち主とちょっと話はしてみたいと思うんですが、今回のこの決裁に関しては、特にこれが問題になるということはないと思いますので、よろしくをお願いします。

○6番須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条、番号2、——氏、——氏、——氏所有の農地を——氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所、氏名、——  
——、——さん。譲渡人、住所、氏名、——、——さん、——  
——、——さん、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は田、面積は258平方メートルの1筆です。転用の目的は自己用住宅です。権利の内容は所有権移転です。

下に案内図と公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は——区内、多世代ふれあいベースから南に約50メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、土地を現在使用、私は東京都内のマンションにて生活しておりますが、かねてより申出地近辺に居住したく土地を探していたところ、今回、申出地をお譲りいただけることになりましたので、この土地に建築し居住したく、今回の申出に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成258平方メートルです。建築物は自己用住宅1棟、建築面積は102.27平方メートルです。排水処理方法は公共下水道となっています。

次のページに配置計画図がございますので、ご確認をお願いします。

次に、資金計画ですが、——  
——ということです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、その他の区域となります。農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判

断されます。その他としては、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道本中52号線、町道本中53号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 23日に事務局の小川さんと小埜委員と中井で現地確認に行きました。

場所は西武ホテルの西側というのかな、それで道路が公図にあるようになっています。幾らか道路幅を広げればなおいと思います。

以上です。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 中井委員がお話しいたしましたとおりになっておりますが、私たちは中井委員と一緒に年に1回ここいつも確認をしております、草刈りなんかちゃんとできていて、ちゃんとしている土地だなというふうに思っておりましたんですが、住宅地としても適地かなと。野上駅からも近いですし、さっき中井委員が言っておりましたとおり、道路がちょっと拡張すればもうちょっといいかなという感じがいたしますが、南須原先生のところにも近いですし、大変住宅地としていい場所じゃないかなと思っております。

このところは結構広く空き地がありますので、ほかのところもだんだん住宅地になっていくんだろうなというふうな予想がされる、大変住宅地としては好適地だというふうに思っております。

道路の幅を少し広くしなくてはいけないのではないかなというふうには思いました。

以上でございます。

○議長 小埜一博委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、ご異議ございま

せんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条、番号3、——氏所有の農地を——氏が敷地拡張へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所、氏名、——、——さん。譲渡人、住所、氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は181平方メートルの1筆です。転用の目的は敷地拡張です。権利の内容は所有権移転です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は——区内、高砂保育園の南側100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、今現在、都内に夫と子供と暮らしています。自然豊かで暮らしやすい場所を探していたところ、空き家バンクで希望に合う今回の物件を見つけて、——さんを紹介してもらい、申請地を譲り受けるため今回申請いたしました。また、——に居住していますが、土地と建物を売却する予定のため申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、裏面に配置図、現在写真がございますので、ご確認をお願いします。土地造成181平方メートルです。

次に、資金計画ですが、

——、ご確認をお願いします。

また、本件は追認のため、現在お回ししています申請書に始末書も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、その他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地として第3種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中106号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。



○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 23日、小埜委員と事務局の小川さんと3人で現地確認に行きました。

高砂保育園が近くにあります。道路正面に面しておりまして、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 今の中井委員の説明のとおりなんですけれども、要するに、これ写真見ても分かりますが、庭になっておりまして、これが現在農地であるということで、そのところを地目変更するということになっておりますので、人口も増えることですし、先ほどの2番もそうですが、移住してきていただけるというのが長瀨にとって大変ありがたいことなので、大いに賛成したいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長 小埜一博委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

櫻井委員。

○5番櫻井 汪委員 この本名をちょうど見ていたんですけれども、ちょっとつまらない話になるけれども、この人は昔農地で勤め人だったわけですね。買った昔の話。だけれども、これ農地というとうどうですか、その頃農地が買えたんだね。

○事務局 じゃなくて、まだ農地法がそれほど厳しくない時代は、畑のまま家を建ててしまったという家がたくさんあるんです。例えば、その方のお父さんとかおじいちゃんが農家であれば、余計簡単に家が建ってしまったんです。ですから、それを建て替えるときじゃないと皆さん農地を宅地に直さないで、ただ、課税のほうはもうとっくに宅地課税になってしまっていますので、地目だけが農地として残っているだけです、そういうことはたくさん町内にはございます。

○5番櫻井 汪委員 初めてこういう、初めての案件だったから、ちょっと気に。あれからずっとしていた。

○事務局 なかなか家を建て替えたりしないとそれが表に出てこないんです。そのまま、ただ、税金のほうはもうとっくに宅地課税になってしまっていますので、そういうことです。

○議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

農地法第5条、番号4、—————氏、—————氏所有の農地を—————  
—————氏がグランピング施設へ転用するための許可申請について  
審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人、住所、氏名、—————、—————  
—————。譲渡人、—————、—————、  
—————、—————。

次に、申出土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字—————で、地目はともに畑、面積は426平方メートル、499平方メートルの合計925平方メートルの2筆です。目的はグランピング施設で、農地転用許可申請は5条となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は矢那瀬————区内、民宿かわづらの北側約300メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、既存事業の土地と今回の申請地を利用し、グランピング施設を建設する。川側の樹木を間伐して景観を良くし、グランピングサイトを3か所、調理室と貸切り風呂を備えた管理棟1棟を設置し、ほかにバーベキュー場、ドッグラン等の共有スペースを設置する。当該地は畑ではあるが、耕作放棄地であり、既存事業所に隣接した最適な土地であったため今回の申請に至りますということです。

次に、計画の内容ですが、裏面に配置図がございますのでご確認をお願いします。土地造成は925平方メートルです。建築物はグランピングサイト3棟、建築面積は81.98平方メートルとなります。

次に、資金計画ですが、

---

ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、その他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として第2種農地と判断されます。そのほかは、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 これも27日に小川さんとですが現地へ行って見たんです。かわづらといって皆知っていると思うんですけども、昔セブンイレブンがありましたよね、今はやっていないですけども。そこを線路際のほうに行って、ダムに面しているところなんですけども、ツルとかシノとか使うんだところがあるんです。そういうところに施設ができて若者の人口が増えるということは非常にいいんじゃないかというふうに思っていて、私は結構なことだと思います。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

6番、須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 須賀でございます。

もともとラフティング系のスポットで長瀬でやっています、もうおととしずっと来て開発しています。現況のやっている場所ですけども、荒廃農地というか、もう廃れているものぐらい木が立っているところで、けものの巣になっていて困るなど言われているくらいもう開発して、川まできれいにしていたところで、付近の農業者としてはそういうやぶがなくなるので非常に喜んでいてという面もあります。

あと、この後2件ほどありますけれども、問題なく、地元的にはよろしいんじゃないかということでした。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について審議いたします。

農地法第5条、計画変更番号1、———氏所有の農地を———、  
———氏がグランピング施設へ転用するための変更申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 こちらのほう説明させていただきます。

これからご説明をいたしますが、本件のように、過去に農地法5条により農地転用許可を取っているにもかかわらず、実際に転用目的が達成していない農地を別の譲受人が継承し、農地を転用するときに用いられる申請となります。農地法5条で許可を取っている農地の手続の場合、許可の取消しの手続、もしくは今回のような変更の手続があります。

案件の状況に応じてこれらの手続が変わりますが、今回は議案第1号、先ほど説明した農地法第5条、番号4の申請と同時に進行させていただきます。

それでは、こちらの議案の説明をいたします。

先ほど議案第1号 農地法第5条、番号4で説明した土地と同様になります。番号1、譲受人、住所、氏名、———、———  
———さん、譲渡人、住所、氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字———、地目は畑、面積は499平方メートルの1筆です。転用の目的は先ほど説明したとおりグランピング施設で、権利の内

容は所有権移転となります。

案内図等の説明につきましては、先ほど議案第1号 農地法第5条、番号4で説明した土地と同様となりますので、省略させていただきます。

○齊藤喜久夫委員 ここで質問してしまっていていいか。

その秩父市大野原の古屋敷ちづるさんというのは入っていないけれども、これはこの変更の中に入っているんですか。

○6番須賀 勤委員 地番が多分、先ほどやっていた818の2と819、819のほうだけが……

○事務局 次に、申請の事由となりますが、当初譲り受ける予定であった土地が最終的に話がまとまらず、住宅が建てられなかったため変更申請をするということです。内容は先ほど説明した農地法第5条、番号4の理由と同様のため省略させていただきます。

次に、当初農地転用許可状況ですが、転用年月日は平成5年12月22日、許可指令番号は指令秩農振第5-337号、転用目的は当初は自己用住宅でした。

裏面のページは現況写真となります。

次に、農地の状況ですが、議案第1号 農地法第5条、番号4の理由と同様のため省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

本件に対する採決を行います。

本件は、計画変更適当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は計画変更適当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

◎議案第3号 非農地判定について

○議長 続いて、議案第3号 非農地判定、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

番号1について事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 非農地判定についてご説明いたします。

参考資料として1部資料のほうをつけさせていただいたんですけれども、そちらのほう、皆さんご存じのことかと思うんですけれども、参考につけさせていただきましたので、ご覧いただくと幸いです。

非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または、この土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

番号1、所在地、大字井戸字————、地目は畑、面積は66平方メートルとなります。所有者は————さん。

下に案内図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は井戸——区内、県営住宅白鳥団地入り口の県道から約250メートルほど寄居方面に進んだ荒川側にある場所です。現在写真も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

今回の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しました。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 今事務局のほうから現地確認したという話があったんですけれども、実際はしていません。というのも、この方は、——さんは1月に非農地判定を隣接地で出して、既に井上委員と一緒に現地確認をさせてもらってある案件だから、割愛をさせていただきました。

裏面に当該地の写真があるんですけれども、今事務局の方が説明したとおり、もう既に農地として再生困難な地でございますので、道路際には面しているものの、農地として復元は困難ですので、非農地として認めざるを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明でございますが、井上ゆかり委員が欠席のために省略いたします。  
ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は、非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、番号1は非農地と判定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

続いて、番号2について事務局の説明をお願いします。

○事務局 番号2、先ほど議案第1号、番号4、議案第2号と同様、併せて隣接した土地となります。

番号2、所在地、大字矢那瀬字————、地目は畑、農振区分は青地、面積は261平方メートルになります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。

現況写真も添付されておりますので、併せてご確認をお願いします。

今回の非農地判定は、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しました。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 23日に行きましてね、川面で崖みたいなところなんだよね。もう畑とかそういうところはもう絶対できないような場所なので、やむを得ないのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長 染野委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

6番、須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 実はこれ農振の青地なんで白地にするためには振興センターで1度見た、実際に建造物ができるところではなくて川が見えるようにするだけだというと、農振の除外はするんじゃないくて、もうこの状態では今回提案されているように非農地判定でやるべきですよというご指導をいただいたほうの部分になります。

場所的にはもう荒川のすぐ隣というか、段差が三段ぐらいになっているところで、ちょっと整備するとやはり鳥獣害防止し、きれいになって少なくなります。

その819番の上の819のところに実際にグランピングの施設ができる、あと818の辺をバーベキューとかその辺敷地拡張の予定。現況今伐採を現在やっています。

それで、下のほうの川の部分については、ちょっと切る時期もありますし、非常につる物、藤とかつるとか多いので、業者を頼んで現況であるところの川側の山林も一気にやりたいというような話もしています。北側まで。

ですから、この820のほかにもまだ折半やっていますけれども、寄居寄りなんですね。

地図でいうと北側になりますけれども、そこも少し切りたいという話が実際行われています。

地元的には、ちゃんとして景観も良くなっているということで、荒川から、向こうから見る、上から見るのも下から見るのもきれいになっているような状態になっています。ですから、もう実際に畑として非農地判定ですから、畑といっても使えない、1メートルか2メートルぐらいの段差が近くなる急勾配となっている畑の使用は不能という農地になってはいます。

以上です。

○議長 須賀勤委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は非農地と判断することに決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。



(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号2は非農地と判定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、7月の委員会日程でございますが、7月の委員会は25日月曜日午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日月曜日午後1時30分からにしたいと思います。

事務局、ほかに何かございますか。

○事務局 先月の農地転用の案件につきまして、県の審査過程で保留になっていますので報告させていただきます。

以上で事務局の報告を終わります。

これをもちまして会議は終了したいと思いますので、よろしく申し上げます。

---

◎閉 会

○事務局 では、これをもちまして令和4年第6回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

皆様ご苦労さまでございました。

(午後 時 分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和4年6月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 林 春 政

署名委員 堀 口 榮 一